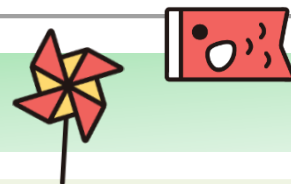


事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

年金調査について



雇用保険(週 20 時間・31 日以上雇用期間)、社会保険(週 30 時間・月 17 日以上勤務)に加入していますか? 近年、厳しくなってきた年金調査について確認しましょう。

最近の社会保険加入調査は、従来と比べ高い頻度となり、提出資料も過去に比べて多数にのびります。提出資料の枚数が多く、電子申請は総務担当者では極めて難しいものと考えてください。また、詳細に調査され、2 年前まで遡及して加入処理が求められます。



社会保険

最近の年金調査は、厳しさを増しており未加入の場合、過去 2 年間に遡及して加入処理されます。2 年分の従業員負担分を回収することは、不可能と心得てください。従業員からすれば、加入しなかった会社の責任であり、過去の保険料は払いたくないというのが、本音です。

健康保険・厚生年金法で強制控除できるのは、「前月の保険料」のみです。遡及保険料の徴収には、督促等の法定措置が必要となる場合も発生します。結果的に、従業員に退職を迫るようなことにもなりかねません。トラブルの前に適切な加入を行いましょう。

【未加入時の罰則】6 ヶ月以下の懲役、もしくは 50 万円以下の罰金



雇用保険

本人の希望で雇用保険加入を放置し、退職後「希望したのに会社が手続きをしなかった」と損害賠償請求を受けた経験があります。結果的に、会社が失業給付分の 120 万円を肩代わりしました。従業員本人の希望であっても、雇用保険未加入の全責任は会社が負うことになります。従業員本人が払うべき保険料の回収はできないと考えてください。会社の経済的リスク回避のためにも、必要な保険加入を怠ってはなりません。

【未加入時の罰則】6 ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金



POINT

法的処分・経済的損失を回避するためにも、従業員の未加入希望の尊重ではなく、法律に従った加入手続きを行いましょう。

